

(別紙)

福岡地方裁判所

【協議問題】

1 申立代理人と破産管財人の協働について

- (1) 申立代理人は、破産手続開始の申立段階における準備として、その後の管財業務を見据え、どのような役割を果たすことが期待されているか。仮に、申立代理人がした業務のために、管財業務に支障が生じた事例があるとすれば、そのような事態が生じる原因は何か。

(弁護士会提出)

- (2) 上記(1)を踏まえ、申立代理人と破産管財人との間で、破産手続の進行に関して一定の共通認識を形成し、更なる連携を深めるために、どのような方策が考えられるか。

(裁判所提出)

【出題趣旨】

- (1) 多くの破産管財事件では、破産管財人の活動によって破産債権者や破産者その他利害関係人の利益を保全・調整して、破産法の目的を実現するには、破産管財人のみの努力では容易ではなく、申立代理人の破産管財人に対する破産者の財産管理の円滑な引継ぎその他の協力が必要不可欠である。

申立代理人は、委任者である破産者に対し、あるいは、配当による利益を受ける破産債権者に対し、適切に職務を遂行する義務を負っており、著しい職務懈怠については責任を問われることもあり得るし、実際、申立代理人の責任を認める下級審判例も相当数存在する。また、近時、著しい申立遅延のほかにも申立代理人による破産者の財産の保全や換価の内容が問題とされる事例も増加していると言われている。申立代理人は、このような状況の下で法的責任を問われないようにするには、自らの行うべき適切な職務が何かを十分に認識して行動する必要がある。

申立代理人と破産管財人の協働を円滑に行うために、また、申立代理人が職務懈怠による責任追及を避けるために、破産管財人から申立代理人に対し申立段階における準備として、あるいは、管財業務遂行中の協力として、どのような役割を果たすことを期待し、望んでいるかを明らかにすることは有意義であると考えます。また、この点の議論をふまえ、申立代理人と破産管財人が協働することについて議論することによって現在の実務の運用をより合理的にする方策が考え出されることもあり得ると思われる。

- (2) 破産手続開始の申立段階における申立人代理人の行為（作為又は不作為）により、破産管財人の業務に支障が生じないため、更に破産管財人の業務がいつそう円滑に進むためには、申立人と破産管財人との間で一定の共通認識を形成し、これにより更なる連携を深めることが必要であるが、そのための方策としてどのようなものがあるのか議論することは有益であると考えます。

共通認識形成の手段の一つとして、本日開催の管財人等協議会があるが、弁護士会において現に行われている取組などを紹介していただくほか、その中で実効性のあると考えられるものは何か、協議会等を行う場合の形態や参加者の構成、協議において取り上げるべき事項、協議会等以外での共通認識形成の在り方、これらに裁判所としてどのように関与するのが相当か等についても、意見交換ができればと考える。

【協議問題】

2 支部における破産管財人候補者の育成について

支部における破産管財人候補者の育成に関する現状、現在及び将来の課題や考えられる対応策について、協議させていただきたい。

(裁判所提出)

【出題趣旨】

破産管財事件を適正かつ迅速に処理するためには、破産管財人により円滑な事

件処理が行われることが不可欠であり、そのためには、大型事件、複雑・困難事件を含むあらゆる事件を適正に処理することができる管財人候補者の給源を確保することが必要である。長期的な視点でみると、破産管財事件処理を行うための知識やノウハウを持った管財人候補者が継続的・安定的に育成され続けていくことは、将来にわたる破産事件の適正かつ迅速な処理のための重要な課題である。特に、支部における破産管財人候補者の給源、育成に関する課題は様々であり、各部会においては、それぞれ破産管財人候補者育成に向けた取組がなされていると思われるが、本協議会では、オール福岡という視点で、各支部及び各部会の実情や課題、対応策等について議論し、相互に認識を共通にすることにより、今後の破産管財人候補者の育成の取組を福岡全体として発展させる契機とすることにした。

【協議問題】

3 破産手続における個人情報の適切な管理について

破産手続における個人情報の適切な管理に関し、裁判所、申立代理人及び破産管財人がそれぞれ留意しておくべき事項について、協議させていただきたい。

(裁判所提出)

【出題趣旨】

日頃の法律事務の遂行において個人情報を適切に管理することの重要性は改めて言うまでもないが、申立代理人や破産管財人として破産手続に関わる場合には、破産者やその家族の個人情報はもちろんのこと、その従業員や顧客などといった、多数の関係者の個人情報に接する機会も少なくなく、その適切な管理をいっそう意識せざるを得ないものと思われる。万が一、管理に不備があり、意図に反して個人情報が流出するなどの事態となれば、その情報主体の利益を侵害するばかりか、ひいては、制度としての破産手続、あるいはこれに関わる裁判所や弁護士に対する社会の信頼を揺るがすことにもなりかねない。

そこで、こうした個人情報の流出といった不測の事態を避ける観点から、申立代理人や破産管財人の業務に関連して、どのような場面でどのような個人情報が出現し得るのか、それに対しどのように対処すべきかなどを、具体的に紹介いただきながら、個人情報の適切な管理のための留意事項について協議させていただきたい。

【協議問題】

- 1 マイナンバー制度の下での管財業務における書類の取扱い，個人情報を含む手続関係資料の事件終了後の保存，廃棄時期等の留意点について（裁判所提出）

【出題趣旨】

昨年１０月に社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）が施行されて１年が経過したが，同制度の下での管財業務における留意点として，管財人としてマイナンバーを取得する必要性やマイナンバーが記載された書類の取扱い，個人情報を含む手続関係資料の事件終了後の保存，廃棄時期等について，事例や指針等があればご紹介いただきたい。

【協議問題】

- 2 破産管財人候補者による破産手続開始決定前の準備行為並びに同開始決定前後における申立人代理人及び裁判所との連携について（裁判所提出）

【出題趣旨】

当庁では，一昨年から，原則として，破産管財人，申立人代理人及び裁判所によるいわゆる三者協議をせずに開始決定をする運用を行っているが，破産管財人が適正迅速に管財業務に着手するため，破産手続開始決定前の準備や同開始決定前後における申立人代理人及び裁判所との適切な連携が不可欠であることに変わりはない。そこで，現在の運用の下でこうした破産管財人候補者による準備や申立人代理人及び裁判所との連携を適切に行うための必要な方策について協議したい。

【協議問題】

3 自由財産範囲拡張許可申立ての運用上の留意点について（裁判所提出）

【出題趣旨】

当庁では、自由財産拡張の運用基準1項記載の財産に該当する場合は、その範囲内で自由財産拡張の裁判があったものとして取り扱い、換価を要しないこととし、自由財産拡張許可の申立てを不要とする運用基準を定めているが、実際には、破産手続開始決定後直ちに自由財産拡張許可申立てが行われる事案も多く、運用基準と実情とが合致していない部分が見受けられる。また、自由財産拡張の申立てを検討するに当たっては、破産者の経済生活の再生の機会の確保の観点のみならず、優先して弁済すべき財団債権への支出や破産財団への任意組入れの必要性等も踏まえつつ、破産財団の形成状況について考慮する必要があると考えられ、破産財団の形成見込みが明らかでない開始決定直後の段階で、同申立ての許否を判断するのは相当でないこともあると考えられる。そこで、こうした自由財産範囲拡張許可申立ての運用上の留意点について、協議したい。

【協議問題】

4 配当見込みのある破産事件について配当に向けてどのような管理をされているのか。（裁判所提出）

【出題趣旨】

管財人におかれては、換価終了段階で配当見込みの最終判断をされていると思われるが、財団債権の把握や別除権不足額の確定などの手続が必要となることから、場合によっては前記判断が遅れがちとなり、他の事件と比較すると終局に至るまでの期間が長期となる傾向があるのではないかとと思われる。

また、先般策定した適正事務処理期間に関し、管財人から、換価終了から配当に至るまで、具体的な処理内容や期間について、問合せも少なからず生じている。

そこで、換価終了段階で、管財人が裁判所にご連絡をいただくなど、終局に向けてのスケジュール等の共有化を図ることが重要なのではないかと考え、管財人において、配当に向けてどのような管理をされているのかについてお伺いしたく、出題した。

【協議問題】

5 最高裁平成28年4月28日第一小法廷判決の破産実務への影響について
(弁護士会提出)

【出題趣旨】

掲記最判は、保険契約者兼被保険者である者が、第三者のための生命保険契約を締結していたところ、その保険金受取人につき破産手続開始の決定がされた後に保険事故（被保険者の死亡）が発生した場合の死亡保険金請求権が、破産者である保険金受取人とその破産財団のいずれに帰属するかが争われた事案である。

掲記最判では、「破産手続開始前に成立した第三者のためにする生命保険契約に基づき破産者である死亡保険金受取人が有する死亡保険金請求権は、破産法34条2項にいう「破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権」に該当するものとして、上記死亡保険金受取人の破産財団に属すると解するのが相当である。」と判示している。

上記のような場面は、従前の破産実務では、申立人代理人・管財人・破産裁判所とも、必ずしも意識していなかったことが多いように思われる。

そこで、今後の破産実務との関係の整理が必要と考え、出題した。

最判と同様の場面（保険契約者兼被保険者である者が、第三者のための生命保険契約を締結していたところ、その保険金受取人につき破産手続開始の決定がされた後に保険事故（被保険者の死亡）が発生した場合の死亡保険金請求権）に対する実務対応について、例えば次の事項について、どのように整理すべきか。

(1) 債務者が死亡保険金受取人である生命保険契約の調査の必要性

ア 申立人代理人は、破産者が契約者ではなく死亡保険金受取人である生命保険契約の有無を、積極的に調査する必要があるか。

イ アで調査を必要とする場合、具体的にどの程度の調査を行うべきと考えられるか。

ウ 破産手続開始決定後に、破産者が死亡保険金を受領したかどうかを、申立人代理人または管財人が、積極的に調査する必要があるか。

エ ウで調査を必要とする場合、申立人代理人と管財人のいずれが、調査をするべきか。

オ ウで調査を必要とする場合、具体的にどの程度の調査を行うべきと考えられるか。例えば、転送された郵便物を管財人が確認することで足りるか。あるいは、破産者に、定期的に通帳の写しを提出してもらうことが必要か。

(2) 死亡保険金受取請求権または入金された死亡保険金の換価業務や自由財産拡張申立てがされた場合のその可否

ア 死亡保険金受取請求権または入金された死亡保険金について、自由財産拡張（特に99万円を超えての拡張）は認められ得るか。

イ アで認められ得るとする場合、可否判断の考慮要素及び判断基準はどのように考えられるか。

ウ 死亡保険金受取請求権または入金された死亡保険金について、財団放棄は認められ得るか。

エ ウで認められ得るとする場合、可否判断の考慮要素及び判断基準はどのように考えられるか。

オ ア及びウでいずれも認められ得るとする場合、自由財産拡張による処理と財団放棄による処理はどのような基準で選択するべきか。

(別紙)

長崎地方裁判所

【協議問題】

- 1 破産管財人アドバイザー制度の利用状況及び制度の活用に向けた方策について
(裁判所提出)

【出題趣旨】

平成25年9月より運用を開始した破産管財人アドバイザー制度について、現在の利用状況を確認するとともに、今後の活用に向けた方策の協議を行いたい。特に、当裁判所本庁が取り扱う破産管財事件について適用されるアドバイザー制度は、運用開始から3年を経過し、アドバイザー制度利用事件が相当程度蓄積されたことから、小規模支部や離島支部を含めた当裁判所の管内全域に適用を拡大することについて協議したいと考え出題した。

【協議問題】

- 2 管内支部における破産管財人の育成及び支援について
(裁判所提出)

【出題趣旨】

長崎地裁本庁管内においては、年4回倒産事務検討会を開催し、現在の倒産事件の問題点を協議することで、弁護士会と裁判所との間で問題の共有化を行い、また管財人の育成及び支援に繋げている。上記倒産事務検討会の協議結果は、弁護士会及び裁判所が各管内に情報提供をしているところであるが、長崎管内全体でより破産管財人の育成ないし支援につながる方策はないか。

例えば、年4回開催されている上記倒産事務検討会のうち、1回を佐世保支部で行う等、長崎管内全体での底上げを可能とする方策を協議したいと考え出題した。

【協議問題】

- 3 受任から破産申立までの期間はどのくらいかかっているのか。以前と比較して短くなっているのか遅延しているのか。裁判所から見て適切な申立期間はどの程度か。または不適切に遅延した申立期間とはどの程度か。裁判所から見て申立が遅延したことで弊害が生じたと考えられる事案はあったか。それはどのような事案か。

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

申立が遅れることで、給与債権につき、労働者健康安全機構(旧称：労働者健康福祉機構)に対する立替払請求ができなくなったり、財団債権性を失ったり、あるいは有力な資産に滞納処分がなされる、破産財団を構成すべき財産が申立前に散逸してしまう等の弊害があり、迅速な申立が要請されるが、その原因と有効な対策について協議したい。

なお、原因としては次のようなものが考えられるが、いかがか。

- 1 不要な債権調査を実施し、その回答を得るため
- 2 書式集登載の提出目録などの作成に手間取るため
- 3 予納金、申立費用の準備ができず、売掛金などの回収によって、その財源を確保しようとするため。
- 4 その他（怠慢など）

【協議問題】

- 4 産業廃棄物の処理のあり方について協議したい。

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

近時、環境問題の社会的重要性が強調されることが常となっているが、破産管財人が財団に帰属する産業廃棄物を法律に則ることなくその廃棄処理をするとす

れば、当該管財人が法律を犯し刑事処分を受けることはもちろんのこと、事が重大な場合には、弁護士・弁護士会全体の問題として非難され、それを監督する裁判所への批判も強まる可能性がある。

そこで、産業廃棄物の処理の仕方について、その基本的な考え方、適切な処理とは何か、処理について留意すべき事項等について協議し、共通認識を整えておきたい。

【協議問題】

- 5 平成27年度の管財人等協議会における管財事件の手引きの変更に伴い、不動産の任意売却の際の財団組入率について、原則5パーセントとする運用が管内全域で開始された。

その運用の結果、運用開始前と比較して、任意売却の際の財団組入率は上がっているのか。それとも任意売却が減少し「放棄」する事案が増えているのかについてご教示いただきたい。

数字として集計していない場合でも、裁判所の感じるところをご教示いただきたい。

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

本庁においては、平成27年8月5日に開催された倒産事務検討会での協議を経て、また管内全域においては平成28年1月20日に開催された管財人等協議会での協議を経て、別除権付き不動産の任意売却における財団組入率につき、以下の基準に従い財団組入額を決定するという運用が開始された。

- 1 管財人が買受人を選定した場合（管財人が依頼した不動産業者が選定した場合を含む。）は最低でも5パーセントとする。
- 2 管財人が相当の任意売却努力をした場合（管財人が依頼した不動産業者が相当の任意売却努力をした場合も含む。）は6ないし10パーセント以上が

目安となる。

- 3 別除権者が5パーセントの財団組入に協力的でない場合は、別除権者には管財人による処分の意向がないとして、放棄も検討する。

そこで、かかる運用変更の影響がどのように表れているかについて確認したい。

【協議問題】

1 破産等申立てと秘匿事項の申請に関する留意点について

(大分地裁本庁提出)

【出題趣旨】

個人情報保護の観点から、必要がある場合には裁判所の手続においても秘匿の措置を講じ、秘匿事項に関する情報が漏えいしないよう、事件記録をはじめとする情報の取扱いに留意しているところ、秘匿事項に関する情報の漏えいを防止するには、裁判所、代理人及び管財人が、秘匿の対象となる情報について、共通の認識を持って対応しなければならない。

そこで、秘匿事項の申請と以後の手続における各関係人の対応の在り方について、関係人による認識の共有を図りつつ、今後の運用について協議したい。

【協議問題】

2 管財事件と同廃事件の限界について

(大分県弁護士会提出)

【出題趣旨】

個人破産申立において、従来は同廃事件となっていた事案が管財事件とされるようになったという感想が申立代理人から散見される。近時、同時廃止事件となる基準が厳格化して管財事件が増えているのか、過去5年間の個人破産申立（法人代表者を除く）における管財事件と同時廃止事件の件数をご教示いただきたい。

同時廃止事件となる基準が厳格化したということであれば、その内容をご教示いただきたい。同時廃止事件となる基準が厳格化していな

いのであれば、近時、裁判所と申立代理人との間で、同時廃止事件となるかどうか問題となった事案で、管財事件とされるに至った判断要素についてご教示いただきたい。

【協議問題】

3 異時廃止事案における債権者集会の在り方について

実質的な管財業務が終了し、異時廃止になることが見込まれる事案において、実質的な管財業務の報告と異時廃止見込みである旨を報告する集会が行われた後に、報酬上申がされ、その後に主として計算報告を目的とする集会が開かれるという進行がされることがあるが、このような進行を合理化できないか協議したい。

(例) 預金が50万円程度あり、負債の原因がパチンコ等であるため、管財事件とされた事案で、破産管財人は、1回目の債権者集会の前に、破産者の財産状況に不審な点はなく、預金は自由財産拡張相当であり、裁量免責が相当と判断した。破産管財人は、1回目の債権者集会で財産状況等の報告をし、期日間に報酬上申と財団債権の処理等を行い、任務終了計算報告書を提出して2回目の債権者集会後に異時廃止とされた。

【出題趣旨】

上記の例のような事案では、破産管財人が1回目の債権者集会に先立ち、異時廃止相当であるとして、予定される報酬額と支払予定の財団債権の額を支出したと仮定した収支計算書を裁判所に提出することにより、1回目の債権者集会で財産状況の報告・任務終了計算報告をまとめて行い、異時廃止とする進行も考えられるところである。他方で、このような進行を行うためには、裁判所と破産管財人との進行方針の協議の方法、収支計算書（兼任務終了計算報告書）提出の時期、報酬決定の時期、財団債権支払の時期・方法、債権者集会で債権者から統

行の意見が出された場合の対応等，裁判所及び破産管財人において検討すべき問題もあると考えられるため出題した。

(大分地裁杵築支部提出)

【協議問題】

- 4 相続財産（不動産）など，換価に時間を要するものがあるところ，管財人として，当該財産を換価するのか，放棄するのかの見きわめをどのように行うか伺いたい。

(大分地裁中津支部提出)

【出題趣旨】

一般論として，共同相続人の協力の有無，換価の難易度，処分に要するコスト等を勘案して見きわめていくことになるが，これまでの御経験の中で，処理がうまく進んだケースがあれば紹介いただきたい。

【協議問題】

- 5 次の各許可申請時における添付書類の統一化について

- (1) 不動産の売却許可申請
- (2) 不動産の放棄許可申請

(大分地裁佐伯支部提出)

【出題趣旨】

上記の許可申請の際の添付書類として，登記事項証明書等の物件の権利関係を証する書類や査定書等の評価額の適正さを証する書類が提出されるほか，売却許可申請では別除権の受戻しに関する書類を提出していただいている。

しかし，破産管財人によって提出される添付書類が異なることから追加提出を求め，登記事項証明書等，破産申立時に提出された書類と同じ書類が重複して提出されることが見受けられる。また，不動産放棄許可申請の際，売却が困難であることを証する書類の追加提出を求める

こともある。

そのため、これら各申請時の添付書類を破産管財人と裁判所間で確認することで、管財業務及び裁判所の審査事務を効率化できないかと思いついた。

【協議問題】

6 労働者の未払賃金の優先的支払の運用について

(大分県弁護士会提出)

【出題趣旨】

申立直前に解雇された元従業員から、選任されて間もない管財人に対し、未払賃金及び解雇予告手当を速やかに支払えとの要求がなされる場合がある。

このような場合につき、以下の点について協議したい。

- (1) 未払賃金のうち財団債権部分は、随時弁済できるが、優先的破産債権部分は、債権届出があることに加え、「生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがあるとき」(破産法101条1項)に該当しなければ、弁済許可の申立てをすることはできないところ、「生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがあるとき」という要件は、個々の元従業員の資力などを考慮することなく、使用者の破産開始決定によって、元従業員全員に事実上推定されると考えることでよい。
- (2) 未払賃金のうちの財団債権部分と解雇予告手当の総額が破産手続開始前3月間の未払い賃金相当額を超えない場合、解雇予告手当は優先的破産債権であるものの、破産法78条2項13号の類推適用によって「財団債権の承認」の許可を得て、随時弁済してもよい。それとも、「給料の請求権又は退職手当の請求権」に該当しないものの、債権届出の提出を促した後、破産法101条1

項の許可を得ることができると考えてよいか。

以 上

平成28年度管財人等協議会協議問題等

熊本地方裁判所

【協議問題】

- 1 熊本地方裁判所における平成28年度の倒産事件の件数・処理期間、最近の傾向、特徴などについて（弁護士会提出）

破産事件 同時廃止，異時廃止，配当の各件数及び処理期間

（可能であれば，①本庁，各支部別，②法人，個人別）

再生事件 通常再生，個人再生（小規模個人再生，給与所得者等再生）の各件数及び処理期間

【出題趣旨】

倒産事件が減少傾向にあるという理解は裁判所及び弁護士会で共通の理解であると考えているが，具体的にどの程度の件数の処理が行われているか，加えて，裁判所が把握する最近の事件の傾向・特徴があれば共通の理解を持っておきたい。

【協議問題】

- 2 平成28年4月14日（16日）の熊本地震後に申し立てられた①倒産事件の件数・処理期間，傾向，特徴（※可能であれば，上記1と同様の事件種別及び月別での件数を含む。）及び②熊本地震後に申し立てられた倒産事件のうち，「熊本地震被害等に関する補充陳述書」が提出された件数について協議したい（弁護士会提出）。

【出題趣旨】

熊本地震後は，「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用者も相当数おり，例年に比べ，裁判所への倒産事件の件数が減少しているのではないかと。熊本地震による倒産事件への影響について，状況を確認したい。また，熊本地震による影響を受けた倒産事件がどの程度存在するのかと

いう観点から、補充陳述書の提出された事件数等についても確認したい。

【協議問題】

- 3 熊本地震の影響を受けた倒産事件のうち、自由財産の拡張について、99万円を超える自由財産の拡張が認められた件数及びその金額等について、協議したい。

また、自由財産の拡張の可否についての判断基準、判断要素について、裁判所がとくに重要と考えている点などを、協議したい（弁護士会提出）。

【出題趣旨】

熊本地震により大きな被害を受けた破産者も相当数いると考えられ、熊本地震により義援金や見舞金、保険金等の熊本地震に起因する給付を受けた者もいるはずであり、生活再建等のために99万円を超える自由財産の拡張を認めるべき事案もあると思料する。そのような99万円を超える自由財産の拡張がみとめられたケースがあるのか、あるとした場合にはどの程度あるのか、拡張を相当と判断する場合の判断要素としてはどのような点が重要と考えているか等についても差支えのない範囲で御教示いただき、協議したい。

【協議問題】

- 4 破産管財人等の育成についての運用や取組状況について（弁護士会提出）

【出題趣旨】

現在は、破産管財人業務の研修としては、新人弁護士に対するOJTや中堅管財人の育成が行われており、また、その他に個人再生委員については新人向けの研修が平成27年4月に実施されている。

一方、弁護士会においても、毎年倒産事件に関する研修を行っているが、管財人等の育成だけではなく、申立代理人側の事件処理についての研修も行うため、毎年のように管財業務等についての研修を実施できているわけではない。

そこで、裁判所において、新人管財人等の育成に関して、研修等の必要性

や、今後の展望等について、協議したい。

併せて、現在行われている中堅管財人の育成についての運用状況や、今後の方針等についても確認したい。

【協議問題】

- 5 破産申立代理人の責任につき、財産散逸防止義務違反が問題となった事例やその他破産申立代理人の行為が問題となった事例につき協議したい。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

近時、破産事件に関して、申立代理人が破産管財人から責任追及をうける事案（財産散逸防止義務違反）や、申立代理人の受領した報酬がその業務内容との合理的均衡を欠くために、破産法160条1項（詐害行為否認）又は同条3項（無償行為否認）を根拠に、破産管財人が当該報酬の受領について否認権を行使する事案（報酬否認）が増加していると聞いている。熊本において、そのような事案が発生していないか、発生しているとすればどのように対処すべきか等について共通の理解をもちたい。

【協議問題】

- 6 先の熊本地震後の債務整理に関する手続選択の在り方について（裁判所提出）
- (1) 今後の震災被害者による債務整理の動向（法人と個人ごとに）
 - (2) 裁判所における倒産事件としての手続利用の可能性（同上）

【出題趣旨】

法的手続である倒産事件を扱う裁判所においても、この種事件に関するいわゆるADRによる紛争解決の動向を踏まえて、事務処理のための対応態勢作りが必要であり、その一環として管財人の選任等を行う必要がある。

とりわけ、個人については、上記震災直前に運用が開始されたいわゆる「自然災害債務整理ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が、今回

の震災被害者の債務整理に活用されていて、地元弁護士会の会員弁護士の方々が登録支援専門家として多数活動されていると聞いている。

また、上記ガイドライン以外にも、地元の金融機関の参加支援のもと複数のファンドが創出されたほか、国と県がグループ補助金の制度により事業者の救済を図っていると聞いている。

そこで、熊本地震により被害を受けた方には、法人あるいは個人として、多様な経済生活上の影響を受けていることが予想される中、弁護士として震災後の債務整理の法律相談に携わっている協議員及び出席者の方々から今後の震災被害者による債務整理の動向・感触について伺いたい。

併せて、ガイドラインの利用動向、ガイドライン以外のADRの利用状況、震災の被害者が債務整理の手段として、裁判所における破産、通常再生、個人再生といった法的手続を今後利用する可能性についても伺いたい。

【協議問題】

7 個人再生事件における清算価値算定の運用変更について（裁判所提出）

【出題趣旨】

個人再生係では、平成29年2月1日より個人再生事件における清算価値に99万円までの現金を含めない運用に変更した。

運用変更の趣旨等について説明し、運用変更に伴う清算価値の算定手続等について意見交換を行いたい。

【協議問題】

8 同廃・管財事件の振り分け基準について（裁判所提出）

【出題趣旨】

管財事件においては、破産手続開始の申立て後、速やかに開始決定を行い、開始決定後早期の段階で事件処理の方針や必要な処理期間を見極めて適切な進行管理を行うことが求められている。そのためには、申立て段階においても開始決定後の管財業務を見据えた準備を行うことが要請されており、裁判所と破

産管財人のみならず、申立人代理人との間でも事件の進行方針についての認識を共有する必要がある。

しかし、実際には、予納金の準備ができないこと等を理由に代理人受任後相当期間を経過して申立てがされることがあるほか、申立人あるいは代理人が同時廃止を希望するも、結果的に管財相当となったような事件については、申立人に対して管財費用の準備を指示することなく申立てをした結果、管財費用の積立に期間を要し、結果として開始決定の時期が遅れてしまったり、費用の捻出ができない等の理由により取下げで終わる事件が見られる。かかる事態は債務者側にとっても債権者側にとっても望ましくない上に、管財業務に支障を来す事態にもなりかねない。

そこで、申立て段階における準備の在り方や、今後の連携の在り方についての検討を行いたい。

【協議問題】

9 破産事件における個人情報の適切な管理について（裁判所提出）

- (1) 債務者の住所等の秘匿に関する情報の取扱い
- (2) 法人管財事件におけるマイナンバーに関する取扱い

【出題趣旨】

個人情報が流出した場合、当事者や事件関係者の身体や財産に対して危害が及ぶだけでなく、裁判所や破産管財人の信用や責任にも関わる重大な問題が生じることもあり、個人情報の適切な管理のあり方について、昨年に引き続き、協議させていただきたい。

(1)について、これまでの事例や、実際の対応した際の工夫した点や苦慮した点など、適切な秘匿情報の管理のあり方について裁判所と破産管財人とので認識を共有したい。

(2)については、平成28年1月1日からいわゆる「マイナンバー法」が本格施行されて1年以上経過したところ、現在までの間に、申立人代理人や破

産管財人によるマイナンバーの取扱事例があれば、御紹介いただいた上で、今後の個人番号関係事務に関する事務処理を行うにあたっての留意点等を相互に確認させていただきたい。

また、適切な管理方法及び廃棄時期及びその方法等についても協議したい。

(裁判所)

以 上

- 1 異時廃止事案において、破産手続が終結した旨を破産債権者に連絡したいので、そのために必要な郵券代等を管財事務処理費用として認めていただきたい。

(出題趣旨)

破産手続の終結は官報に掲載されるが、ほとんどの債権者は官報を見ていない。そして、官報を見ていない破産債権者は、配当事案においては最終配当後の残債権の回収不能の事実を把握できるが、異時廃止事案においては、いつ破産手続が終結したのかさえ把握できないのが現状である。そのため、破産手続が終了して記録を保管庫に収納した後に、終結決定の写しを送ってほしいという問い合わせが少なくない。

そこで、異時廃止事案においては、終結決定の写しを郵送すれば、破産債権者は適時に損金処理を行うことができ、破産裁判所や破産管財人も事後に煩わされることがないと思料する。そのための手続費用を管財事務処理費用として認めていただきたい。

(弁護士会提出)

- 2 中堅・若手破産管財人の育成のための方策について

(出題趣旨)

若手破産管財人育成のための方策として管財人代理の利用の外に平成28年4月から破産管財人アドバイザー制度を施行しているところであり、さらに活用されることが望ましいと考えているが、同制度の活用に当たっての問題点や活用を妨げるあい路はないか。またそれに対する対応策について協議したい。

また、中堅管財人がステップアップする機会としては、実際の事件で管財人として経験を積むほか、大規模事件や複雑困難事件で管財人代理を経験すること等が考えられるが、実際活用事例が多くないと思われる。中堅破産管財人の育成の

観点から、例えば、所属事務所が異なる弁護士をそれぞれ破産管財人、同代理として選任したり、破産管財人アドバイザー制度を利用することはできないか。中堅破産管財人の育成のための方策について協議したい。

(裁判所提出)

3 自由財産拡張に関する破産管財人と裁判所の連携について

(出題趣旨)

自由財産拡張の対象財産や範囲について申立人と破産管財人との間で認識が齟齬している事案が散見される。特に99万円の上限を超えて自由財産拡張の上申書ないし申立書が提出されている場合、破産管財人としてはいかなる観点から意見書を作成したり申立人と協議しているか。また、意見書の提出ないし協議に当たって裁判所との連携は必要ないか。自由財産拡張についての当庁の運用を再度確認するとともに、実情をお伺いしたい。

(裁判所提出)

4 管財事件終了時の納税事務処理について、事実上の処理方法を伺いたい。

(弁護士会提出)

(別紙 1)

宮崎地方裁判所

【協議問題】

交付要求の対象となっている固定資産税（財団債権部分）につき、破産者が新得財産を原資として弁済をした。

その後、換価作業が完了し、潤沢な財団を形成できた場合、先に破産者が固定資産税を弁済したことについて、管財人としては何らかの配慮をするべきか。

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

上記のようなケースで、申立代理人側から管財人に対し、「本来なら破産財団の負担となったであろう固定資産税を破産者の負担で支払ったのだから、破産者は破産財団に対して同弁済分を求償できるはずである。ついでに、破産財団から破産者に対し、納付した固定資産税相当額を払ってやって欲しい。」との要望を受けたことがある。

元々、交付要求は徴税率改善のために政策的に設けられた制度（国税徴収法第 83 条等）であるし、公租公課が非免責債権とされている破産法の趣旨からしても、公租公課の一時的・最終的な負担者は破産者であると考えられる。

以上の理由から、破産者による破産財団への求償は拒絶した。

もっとも、仮に、破産者が固定資産税を支払っていなければ、同税は破産財団の負担となっていた（財団債権として支払った公租公課について、管財人が破産者に対して求償するというのは通常無いと思われる。）。

換価作業完了前に破産者が納付したか否かで、公租公課の最終的な負担者が異なるのは少々違和感がある（特に、「真面目に弁済をした破産者が損をしてしまう」という点）。

そこで、かかる違和感を払拭する工夫等があれば、ご意見を伺いたい。

(別紙2)

宮崎地方裁判所

【協議問題】

倒産事件における個人情報とは、どのように管理すべきか。

- 1 破産管財人（申立人代理人）事務所において、取得、作成及び保管される個人情報にはどのようなものがあるか。

また、その保管、廃棄はどのようにされているか。

- 2 個人情報に接する事務所関係者の指導、監督はどのようにされているか。
- 3 裁判所が秘匿とした情報は、破産管財人及び申立人代理人との間でどのように共有されるべきか。

(裁判所)

【出題趣旨】

近年、国民の個人情報に対する意識の高まりを受け、個人情報の適切な管理を巡って、社会的な問題ともなっている。

そこで、破産管財人（申立人代理人）と裁判所との間で、個人情報にはどのようなものがあるかを再確認するとともに、その保護のための適切な管理に関して共通の認識を図っておくことが重要となるため出題した。

(別紙3)

宮崎地方裁判所

【協議問題】

中堅破産管財人候補者及び支部管内における破産管財人候補者の育成について、どのような方策が考えられるか。

(裁判所)

【出題趣旨】

宮崎県内での弁護士が増加を受け、中堅弁護士の破産管財人候補者の数は年々増加しているところである。その一方で、近年管財事件の新受件数は減少傾向にあることから、事件処理を通じた破産管財人候補者の育成が従来よりも容易ではなくなってきており、大型、複雑・困難な破産事件の管財業務を担うことができる中堅破産管財人候補者を着実に育成するための更なる具体的な方策を検討することが重要であると思われる。

そこで、中堅破産管財人候補者の育成のために実施可能な取組について意見交換を行うとともに、若手から中堅の域にある弁護士の方々から、管財業務処理の実情や育成に関しての要望等をうかがいたい。

併せて、支部管内における破産管財人候補者の育成の現状や考えられる方策についても意見交換をさせていただきたい。

平成28年度管財人等協議会協議問題

- 1 破産申立てから破産手続開始決定までの期間につき、実務運用に関連して協議したい。

(出題の趣旨及び問題点)

破産申立てから破産手続開始決定までに要する期間については、その間の審査や補正等の手順の相違からか、本庁・支部間でバラつきがあるように思われる。

この点に関して、本庁及び各支部において過去2年間の破産事件について、申立てから破産手続開始決定までに要した期間を統計的に示していただき、仮に有意な差がある場合、その要因及び今後のあるべき運用について協議したい。

(沖縄弁護士会)

2 破産管財人の立場から見て、管財事件として破産手続開始決定を行う時期について、裁判所に考慮していただきたい事項があれば伺いたい。

(出題の趣旨及び問題点)

裁判所は、申立人から提出された申立書及び添付書類について、破産法20条、21条、破産規則13条、14条に基づき、記載事項や添付書類について審査を行い、破産手続開始の要件(破産法15条、16条)並びに必要と見込まれる予納金等の費用の納付が確認され次第、破産手続開始決定を行う。

しかしながら、事件によっては、記載事項や添付書類の不備の補正や、予納金の納付が遅れ、開始決定までに時間を要している事件が存在するのが実情である。

そこで、管財人として管財業務を進める上で、(1)多少の不備や少額(官報公告費用程度)の予納金しか確保できない状態であっても、その後の財団の増殖が見込まれる事情などを含め、速やかに開始決定を行うのが相当と思われた事案、逆に、(2)不備が解消されないまま開始決定をしたことにより、管財業務の遂行に苦慮した事案があればご紹介いただき、実務の参考にしたい。

(那覇地方裁判所)

- 3 租税債権について、債権種別の認定や税務署との交渉、確定申告事務、財団債権としての弁済等に関して、管財人として注意すべき点や参考事例等があれば伺いたい。

(出題の趣旨及び問題点)

租税債権については、その成立時点や内容等により、破産法148条1項2号の財団債権や同項3号の財団債権となるものもあれば、同法99条1項1号の劣後的破産債権となるものもある。

租税債権の中には、債権種別の認定が微妙なものもあり、そうした事案では、管財人や破産裁判所としてどのような方針を取るか悩ましい場合がある。

また、破産管財人及び破産裁判所と、税務署との見解が一致しない場合もある。こうした際の事務処理の参考とするため、上記協議事項を出題した。

(那覇地方裁判所沖縄支部)

- 4 破産手続開始前の原因に基づいて生じた国民健康保険料若しくは国民健康保険税（以下「国民健康保険料等」と総称する。）で、破産手続開始時において、具体的納期限が未到来の債権の取扱いについて伺いたい。

（出題の趣旨及び問題点）

破産手続開始決定が、国民健康保険料等の当年度の具体的納期限の合間になされた場合、破産手続開始決定後に具体的納期限が到来する分については、交付要求が行われていない場合が多いように見受けられ、地方公共団体により取扱いが異なるのが実情であり、当年度の1年分全額を交付要求する場合もある。

国民健康保険料等の債権は、理屈上、財団債権（破産法148条1項3号）に該当すると思料されるが、後掲参考文献等によると、(1)国民健康保険は、保険の切り替えや住所の異動の際には月割処理を行うため、1年分全額ではなく、月単位で考えるべきであること、(2)そのため破産手続開始当時、具体的納期限が未到来のものについては、財団債権にも破産債権にも該当せず、サービスの対価として破産者本人の新得財産にて負担すべき、との見解が述べられている。

そこで、破産手続開始決定後に具体的納期限が到来する国民健康保険料等は、財団債権として取り扱うのか、破産者本人の負担として取り扱うのか、議論させていただきたい。

（参考文献）

「破産管財実践マニュアル」（青林書院）296頁，305頁

「新版破産管財手続の運用と書式」（新日本法規）204頁

「破産実務Q&A200問」（きんざい）297頁

（沖縄弁護士会）

- 5 破産手続開始申立て時，所有権留保付自動車業者に引き上げられているケース（当該自動車の車検証が記録についていない場合）で，否認権を行使する必要があるのはどのような場合か。

（出題の趣旨及び問題点）

破産手続開始申立て前に，破産者が従前所持していた自動車について，所有権留保を理由として業者に引きあげられているケースがしばしばみられる。

しかし，近時の最高裁判決（第二小判平22.6.4民集64巻4号1107号）及び下級審判決の内容によれば，特にクレジット会社が第三者所有権留保を主張したとみられるときには，その否認権の行使を検討すべき場合もあると思われる。

そこで，所有権留保により自動車が引き上げられている場合，管財人の立場からどのような調査を行い，具体的にどのような場合に否認権を行使すべきか議論させていただきたい。

また，所有権留保付自動車が引き上げられたケースで，現に否認権行使に至ったケースがあればお伺いしたい。

（那覇地方裁判所）

- 6 直近2, 3年程度の間に, 管財人が否認権(否認の請求及び訴えの双方を含む)を行使して否認権が認められた事案の件数, 及び裁判所が否認権の判断をする上で悩んだ事案があれば, どのような点で悩んだかについて伺いたい。

(出題の趣旨及び問題点)

管財人経験のある弁護士であっても, 否認権行使が問題となる事件を担当することは少ない。そのため, どのような事案で否認権の行使が問題となり, 実際に否認権が行使されているのか。

あわせて, 否認権が行使された際, 裁判所が判断に悩む事案等をご紹介いただき, 今後の管財人業務(ひいては申立代理人業務)を進める上での参考としたい。

なお, 法律上, 否認権の行使が可能な場合であっても, (1)回収可能な金額が少ないわりに時間がかかりそうな場合, (2)減額での早期返還交渉等が見込まれる事案の処理に対する裁判所の希望, (3)実際の管財人業務に関する裁量の幅についても, あわせて伺いたい。

(沖縄弁護士会)

7 近時、免責不許可となった事例の有無、裁量免責がされた事例、破産債権者から免責不許可を求める意見が述べられた事例について開示いただき、意見交換をしたい。

(出題の趣旨及び問題点)

破産者に免責不許可事由に該当する事情がある場合に、どのような判断を行い、意見を述べるかについて、裁判所や破産管財人の経験談を紹介いただき、意見交換をしたい。

あわせて、(1)破産債権者から免責不許可相当との意見が出された場合に、破産管財人として、どのような点に注意すべきか、(2)申立代理人として、申立て段階において、免責不許可事由が疑われる事情があると考えられた場合の留意点についても、意見交換したい。

(参考文献)

「判例タイムズ1342号」4頁

「判例タイムズ1403号」5頁

「破産実務Q&A200問」(きんざい)398頁

(沖縄弁護士会)

8 倒産事件（破産管財事件、民事再生事件）の進行上、裁判所と管財人等の間で生じた問題点、又はそれを避けるために工夫している点があれば伺いたい。

（出題の趣旨及び問題点）

適正・円滑・迅速な倒産事件処理のためには管財人等と裁判所の適切な連携が必要不可欠であるが、そのためには、過去に生じた問題があれば、それを裁判所及び管財人等で共有し、今後そのような事態を回避するための方策等を検討しておくことは有用であると思われる。

そこで、裁判所及び管財人等から、(1)問題となった事案又は問題となりうる事案、(2)そのような事態を防ぐためにどのような方策又は工夫が考えられるのか、意見交換し、今後の実務の参考としたい。

なお、以下の設例は、上記連携の重要性の観点から、通常起こりうる手続の一例として取り上げるものである。

（設例）

破産申立書からは、破産申立人の財産に対し債権執行手続が係属していることが伺われるにもかかわらず、破産手続開始決定後、破産管財人が速やかに執行手続取消等の手続をとらず、その結果として強制執行手続が進行したために、破産財団（又は債務者の自由財産）が減少することになった。

これを防止するために考えられる対応策としては、申立代理人から得た情報をふまえ、開始決定後速やかに着手すべき業務がある場合は、裁判所は、その旨管財人に対し、債務者審尋期日や、書面若しくは電話を用いて認識を共有するようにする。あるいは、それに先立って、管財人候補者に破産申立書副本を交付する際に、付箋などで問題の所在及び管財人への要望を明らかにしておくことも考えられる。

（那覇地方裁判所）

9 倒産事件における個人情報の適切な管理について、問題点や意見があれば伺いたい。

(出題の趣旨及び問題点)

裁判所及び管財人等には、個人情報を適切に管理し、当事者のプライバシーを侵害してはならない責務があることは当然であるところ、それ以外でも、当事者から、DV被害者である等の理由により、現住所等を秘匿されたい旨の上申がなされることがある。

本庁においては、同時廃止事件において申立人の現住所及び現住所を推測できる情報に関して秘匿希望の上申がなされ、それを認める取扱いがされた例があり、今後管財事件においても、同様の上申がなされる可能性は十分あると考えられる。

裁判所及び管財人等から、上記のような事案、その他個人情報の適切な管理につき問題となった事案又は問題となりうる事案（ウイルス感染による情報の流失、閲覧謄写の範囲、マイナンバーの取扱い等）、及び、そのような事態を防ぐためにどのような配慮や工夫が考えられるのか、意見交換し、今後の実務の参考としたい。

(那覇地方裁判所)